

就労準備支援事業とは

【目的】

生活困窮者のうち、就労意欲、生活能力及び社会適応能力が低い等の就労に向けた課題を抱える者に対して、集中的かつ計画的な支援及び訓練を行うことにより、就労意欲の喚起及び就労に必要な基礎能力の形成を図り、一般就労につなげることを目的としています。

【対象】

生活困窮者自立支援法施行規則に該当し、かつ次のいずれかに該当する者で、自立相談支援機関が開催する支援調整会議において就労準備支援事業を利用する旨の支援の決定を受けた方

(1)生活習慣の形成が必要な方

- ・ひきこもりやニート
- ・昼夜逆転している方等、社会生活を営む上で必要な基本的な生活習慣の確立が不十分な方

(2)生活習慣は確立しているものの、社会参加のために支援が必要な方

- ・不就労期間が長期におよび社会参加に消極的になっている方
- ・就労経験が乏しく、就労の前段階として社会参加能力の習得が必要な方
- ・他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力、社会参加能力等の形成および改善が必要な方

(3)直ちに一般就労に就くことが難しい方

- ・就労の意思が希薄である者または就労能力が十分でない方
- ・一定の日常生活能力、社会生活能力および就労能力を有し、求職活動を行っているが就労に至らない方

【内容】

対象者の状況に応じて、次に掲げる支援を部分的もしくは段階的に、または並行して行ないます。

(1)日常生活自立支援

社会参加に必要な生活習慣の形成および回復をはかるため、起床及び就寝をする、身だしなみを整える等の習慣をつけるための助言等を行ないます。

(2)社会生活自立支援

就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識の向上及び就労意欲の喚起を図るため、ボランティア活動、職場見学等の訓練を行い、社会参加能力の習得を目指します。

(3)就労自立支援

継続的な就労経験の場を提供するとともに、模擬面接の実施、就職活動に向けた技法知識の習得等、一般就労に向けた具体的な準備支援を行ないます。

(1)日常生活自立支援～『居場所プログラム』

- ・まずは一歩踏み出して、通ってもらうことから始める。
- ・参加者の希望を確認しながら、小物づくり、調理(計画、買い物含め)、体力づくり等の活動も行っています。



- ・家以外の居場所
- ・家族以外の人と関わる機会
- ・生活リズムを整え技能習得
- ・活動を通して、できることや得意なことを知る機会に



(2) 社会生活自立支援

○見学・体験

～実際に見る、地域とつながる～

<活動メニュー>

◆職場見学

・工場、軽作業、介護現場 など

◆就労体験

・福祉施設の清掃、草刈り、除雪、
支援業務の補助

・クリーニング工場の軽作業

・畑作業など

◆ボランティア体験

・食糧支援仕分けなど

→自分がどのような仕事をしたいの
か想像する、希望をもつ



(3) 就労自立支援

○就職にむけて

<活動メニュー>

◆求人を探す

◆履歴書を書く

◆面接練習

◆ハローワークへ同行支援

・求職登録、求人情報検索、
各種手続



→ご自分にあつたお仕事を見つけて、
就職活動を行います。